

住民基本台帳カード申請の際の本人確認方法が 変更になりました

偽造運転免許証を本人確認書類とした、なりすましによる住民基本台帳カードの不正取得事件が、東京都をはじめその周辺県において多数発生しています。このことから住民基本台帳カードを交付する際の本人確認がより厳格化されました。住民基本台帳カードが即日発行できない場合があります、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

主な変更点

- ・申請の際に掲示していただく本人確認書類が2点必要になりました。
- ・即日で交付できる本人確認書類の条件が変更になりました。
- ・ICチップが組み込まれた運転免許証を掲示された場合は、暗証番号の照合が必要です。
- ・提示していただいた本人確認書類は、複写させていただきます。
- ・住民基本台帳カードの不正取得等や運転免許証の偽造を発見した際は、警察に通報します。

○確認方法と交付日

次の①から②のいずれかの方法で本人確認を行います。

①即日交付

IC運転免許証
または
住民基本台帳カード
+
暗証番号による照合

②即日交付

・運転免許証、パスポート、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、写真付き住民基本台帳カードのうちいずれか2点。または、上のいずれか1点+その他の本人確認書類1点（健康保険証、年金手帳など）

③後日交付

①または②により本人確認が行えない場合

照会書の郵送
+
その他の本人確認書類2点
(健康保険証+年金手帳など)

※ご提示いただいた本人確認書類はコピーして申請書に添付させていただきます。

※運転免許証については、**運転免許証識別装置を使用して確認させていただきます。**

他市で発生した住民基本台帳カードの不正取得事件では、多くの場合偽造した運転免許証が使用されています。このため下野市では、運転免許証識別装置を導入し、運転免許証による本人確認をより厳格に実施しています。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

自動交付機で所得証明書が取得できるようになります



3月24日（木）から、国分寺庁舎1階に設置してあります自動交付機で、所得証明書（本人のもの）が取得できるようになります。

発行可能な所得証明書は

平成21年度（平成21年1月1日から12月31日までの証明書）以前分です。平成22年度（平成22年1月1日から12月31日までの証明書）については、所得が確定し市県民税の納付書が発送される5月15日以降（給与から特別徴収の方）、または6月15日以降（普通徴収の方）になります。

発行には市民カードまたは住基カードが必要です。なお、手数料は1枚200円です。

問い合わせ先

市民課 ☎40-5557